

とよはしインターネットモニター設置要綱

(趣旨)

第1条 広報とよはしや、ラジオ、テレビなどの広報活動を中心に、市政に関する市民の意見や感想を迅速に把握することにより、今後の広報活動、市政運営にいかすため、とよはしインターネットモニター（以下、「モニター」という）を設置する。

(活動内容)

第2条 アンケートの通知を受けたモニターは、インターネットを利用してアンケートへの回答を行うものとする。

2 前項の場合の送受信等に係る通信費用は、モニターの負担とする。

(定数)

第3条 モニターの定数は560人とする。

(任期)

第4条 モニターの任期は登録日から当該年度3月31日までとする。

(資格等)

第5条 モニターは次に掲げる要件に該当する者とし、市長が登録する。

- (1) 市内に住む者であること。
- (2) 満18歳以上であること（高校生等を除く）。
- (3) インターネットを利用できる環境があること。
- (4) 本人が使用できるメールアドレスを取得していること。
- (5) 豊橋市の職員、又は公職選挙法による公職者でないこと。

2 申込みは、インターネットを利用して行うものとする。

(登録の変更)

第6条 モニターは、登録時点から、住所、氏名、メールアドレス等を変更した場合は、速やかに市長に変更を届け出るものとする。

(禁止行為)

第7条 モニターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 虚偽の内容で、又は重複してモニターとして登録を受ける行為
- (2) 虚偽に、又は不正に回答をする行為
- (3) 自己の利益のためにモニターを利用する等、当該事業の適正な運営を妨害する行為
- (4) その他市長が不相当と認める行為

(登録の抹消)

第8条 第4条の規定にかかわらず、市長は次の事項に該当する場合は任期中であっても登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 前条に規定する禁止行為に該当する行為があったとき。
- (3) モニターから脱退の申し出があったとき。
- (4) 登録したメールアドレスに、3回以上連続してメールが到達しなくなったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(結果の公表)

第9条 アンケートの結果は広報広聴課が集計し、当該モニターの承諾なしに公開し、又は利用することができるものとする。

(謝礼)

第10条 登録期間内のアンケートにおいて、回答率が75%以上有効な回答をしたモニターに対し、謝礼を提供するものとする。

- 2 謝礼は、毎年度予算範囲の定めるところによるものとする。
- 3 謝礼は、登録期間における全てのアンケートの終了後に、モニターがあらかじめ登録した住所に送付するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 市長は、モニターの個人情報を厳重に管理するものとする。

- 2 市長は、登録されているモニターの個人情報を目的以外に利用しないものとする。
- 3 市長は、アンケートの結果を利用し、又は公表する場合においては、当該回答をしたモニターを特定できないようにして行うものとする。

(本制度の変更、一時停止及び中止)

第12条 市長は、事前の告知又はモニターの承諾の有無にかかわらず、モニター制度を変更し、一時停止し、又は中止することができる。

- 2 市長は、前項の変更、一時停止又は中止によってモニターに発生した不利益又は損害の責任を負わないものとする。

(庶務)

第13条 モニターに関する庶務は広報広聴課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。